

■ Article (vol. 4) ■ .....

国税不服審判所の民間人（税理士）登用について

日税連規制改革対策室常任委員 宮川雅夫

1. はじめに

本年 2 月 27 日～4 月 2 日の間、国税不服審判所は、税理士等の民間専門家を国税審判官に任用するための公募を実施した。

国税不服審判所は、制度創設以来はじめて民間専門家を審判官として任用する方針を決めたわけだが、本稿では、その背景及び今後の課題について考察してみたい。

2. 国税不服審判所の現状

国税不服審判所は、納税者の権利救済を図るために、かつての「協議団」に代わる制度として、昭和 45 年の国税通則法改正により設けられた。

当初は、国税庁の附属機関であったが、昭和 58 年の法改正以降は「特別の機関」として位置付けられている。

国税不服審判所の審理の対象は、国税に関する法律に基づく処分であり、納税者の審査請求に対して、国税審判官等 3 人以上による合議制によって裁決が行われる。

最近の審査請求事件は、概ね年間 3 千件程度であり、その内約 1～2 割程度が、裁決により納税者の権利が救済されている。

国税不服審判所は、本部の他、全国に 12 支部 7 支所が設置されており、平成 17 年度の職員定数は 478 人（内国税審判官 143 人、国税副審判官 82 人、国税審査官 171 人）である。

3. 準司法手続としての改革の方向性

準司法手続とは、行政機関が司法手続に準じた手続に従って争訟の審理・裁定などを行うことをいい、行政審判と呼ばれることもある。

4. 我が国における準司法手続としては、海難審判庁が行う海難審判（海難審判法）、公正取引委員会の各種措置に当たって行われる審判（独占禁止法）、労働委員会が行う労働争議の調整（労働組合法）等多くの例があるが、国税不服審判所が行う審理（国税通則法）もその一例である。

自由民主党の司法制度調査会は、一連の司法制度改革のフォローアップとともに、準司法手続のあり方についても検討を進めてきたが、本年 3 月 20 日に「21 世紀社会にふさわしい準司法手続の確立をめざして」という提言を取りまとめ、

改革の方向性を示した。

(この提言は、自民党ＨＰの下記サイトに掲載されている。)

→ <http://www.jimin.jp/jimin/seisaku/2007/seisaku-002.html>

提言は、行政不服審査型の準司法手続について、①異議申立てとの二元主義の見直し、②不服審査前置主義の再検討、③審理担当官の原処分庁からの職能分離、④審査を行う者の第三者性の確保等を求めている。

「国税不服審判所」については、「二重の前置主義が採られていることもあり、判断者の中立性・公平性・法律専門性を確保するために、法曹有資格者を増加させ、関係省庁の人事ローテーションから切り離すなどして第三者性を高める必要がある。また、国税通則法 99 条の国税庁長官の指示は、きわめて特異な制度であり、その存在意義を根本的に見直すべきである。また、二重前置主義の在り方については、行政不服審査法の改正の中で改革が求められる。さらに、国税と地方税に対する不服申立ての関係については、より長期的な観点から、その在り方が検討されるべきであろう。」と記述している。

#### 5. 民間専門家の審判官任用について

自民党の提言でも指摘されているとおり、国税不服審判所が納税者の権利救済機関として国民の負託に応えるためには、執行機関（国税局・税務署）と裁決機関との分離を明確にすることが重要な課題となる。

この観点から、日税連は、税制改正建議書において、「国税不服審判所の機構を改革するとともに、税理士を審判官として積極的に活用すること」を求めてきた。

もともと、国税通則法施行令第 31 条において、弁護士・税理士等の民間専門家が国税審判官の任命資格を有する旨を規定しているが、現実には、国税審判官のほとんどが税務行政の執行系統に属していた国家公務員である。

このような事態を是正し、国税不服審判所の第三者性を強化するために、民間の専門家とりわけ税理士を審判官として活用することが望まれていた。

自民党の司法制度調査会でも、多くの議員から、執行機関と裁決機関の分離を促進するために民間専門家を審判官として任用すべきであるとの指摘がなされていた。

このような議論を受けて、国税不服審判所は、今般、民間専門家を任用する方針を決めたのである。

#### 6. 税理士の審判官任用促進のための課題

今般の公募に対しては、数十名程度の税理士が応募した模様である。

応募状況の詳細や採否の結果は、現在のところ明らかにされていないが、事前の広報が殆ど行われなかった割には、一定の成果が期待できるのではないかと。

一方で、税理士の審判官任用を促進するためには、いくつかの課題もある。

第 1 は、税理士界全体としてのバックアップ体制の構築である。

日本弁護士連合会は、弁護士の裁判官任官を大幅に拡大するため、最高裁判所との間で、①日弁連の任官推薦手続、②最高裁判所の採用手続、③日弁連及び最高裁判所双方が行う弁護士任官推進のための環境整備方策等について継続的な協議を実施している。

日税連も、国税不服審判所との間で、税理士の審判官任用促進のための協議を行うとともに、税理士業界内の環境整備を図っていく必要があるだろう。

第 2 は、制度上の問題の解決である。

現行法上、税理士が国税審判官として公職に就く場合、税理士法第 43 条（業務の停止）の規定により、税理士業務を行うことができないこととなる。

この制度の立法趣旨を踏まえる一方で、税理士の審判官任用を促進する観点からも、制度改革の可能性について検討すべきである。

この場合、平成 16 年に創設された「非常勤裁判官制度」や、韓国で実施されている「非常任審判官制度」等が参考になると思われる。

いずれにしても、国税不服審判所が、その第三者性を強化するための改革に着手したことを受けて、税理士界全体として積極的に対応していかなければならないと考える。

以 上